

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



会 長 井 上 博
政策委員長 久 木 元 司

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会の概要

1. 設立年月日 : 昭和9年10月22日

2. 活動目的及び主な活動内容

本協会は、全国の知的障害関係施設・事業所を会員とする組織で、知的障害者の自立と社会・経済活動への参加を促進するため、知的障害者の支援及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

【本協会の主な事業】

- 知的障害に関する調査研究および結果の報告
- 知的障害関係施設・事業所における支援並びに運営の充実に資するための指導
- 知的障害福祉の啓発普及を目的とした各種研修会等の開催
- 社会福祉士養成施設の運営と、専門的な知識・技術並びに確固たる倫理観を有する社会福祉士の養成および施設・事業所職員の資質の向上を図るための研修の実施
- 知的障害福祉に係る専門図書刊行及び研究誌を発行と、国民に対する知的障害福祉の普及啓発
- 関係機関並びに関係団体との連携と知的障害福祉の向上に向けた提言ならびに要望活動
- 地震・台風等の自然災害により被災した知的障害者、家族並びに施設・事業所への必要な支援
- 知的障害関係施設・事業所の経営の安定に貢献するため、全国の知的障害関係施設・事業所の職員を対象とした相互扶助事業及び保険事業の実施。
- 知的障害福祉に顕著な業績を残した者の表彰 等

【部会・委員会】

様々な活動を行うため、施設・事業の種類ごとに、または活動の分野ごとに部会や委員会を設けています。

【本協会の歩み】

昭和9年10月22日に設立、昭和42年8月8日に財団法人認可、平成25年4月1日に公益財団法人認可

3. 加盟団体数（又は支部数等） : 全国9地区・47都道府県に支部組織を置く

4. 会員数 : 6,526施設・事業（令和5年7月3日時点）

5. 法人代表 : 会長 井上 博

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

障害のある人たちが、その状態に関わらず、地域の中で安心して暮らし、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、住居の状態を問わず、自らの意思に基づいて自分らしい暮らしを実現できることが求められています。それらを実現するためには「**居住支援と居住支援を取り巻く各種支援の在り方の再検討**」と「**良質な福祉人材の確保・育成**」と「**サービスの質の評価の仕組みの構築**」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠です。

さらに、急激な物価高騰等や企業において高水準の賃上げが行われる中、障害福祉サービスは公的価格であることから容易に対応することができず、極めて厳しい経営状況となっているとともに、所得の少ない障害のある人たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。

障害のある人が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、令和6年度報酬改定に際し、以下について要望します。

I 横断的事項

1 障害のある人たちへの安定的且つ持続可能なサービス提供について

- 事業所の経費が大幅に増加しているため、公的価格である障害福祉サービスの報酬を物価や賃金の動向にタイムリーに反映できるよう、**基本報酬については物価上昇率や人事院勧告などが毎年連動する仕組み**とする。【参考資料①・②・③・④】【視点2】
- 処遇改善に係る各種加算による**更なる処遇改善**をお願いするとともに、事業者が確実に賃上げを行うことを前提に**仕組みを簡素化**し、対象職種や分配方法等について**法人裁量の範囲を拡大**する。【視点2】
- 異なる算定方法からなる**福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)と、加算(Ⅲ)については併給を可能**とする。【視点2】
- 暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算等、**地域特有の経費に対応した加算を創設**する。【視点1・2】
- ICT導入費用の支援、ICT機器等の活用によるサービス向上や業務の効率化について加算等で評価**する。【視点4】(参考資料⑤)

2 障害のある人たちが安心して暮らすことのできる仕組みについて

- 質の高いサービスを提供する事業所を評価する仕組みを構築する。【視点1・2・3】
- 食事提供体制加算がなくなった際に事業所で負担することは困難であるとの回答が多数を占めており、バランスのとれた食事の機会を失うことや利用者負担の増加が懸念されるため、**当該加算を恒久化**する。【参考資料⑥・⑦】【視点1・2】
- 食事に特別な配慮の必要な利用者が増加しているため、**特別な支援や専門的な支援を要する場合に報酬上評価**する。【視点1・2】
【参考資料⑧】
- 補足給付の額については、**物価上昇率等を反映した額**とする。【視点1・2】
- 障害のある方の社会参加保障のため、**送迎加算を拡充し、実際の経費(人件費含む)を反映した加算**とする。【視点1・2】

3 支援度の高い人への支援の充実について

- 支援度の高い人たちの支援の専門性の向上に向け、**アウトリーチ型スーパーバイズを行うことに対し報酬上の評価**を行う。【視点1・2】
- 重度障害者支援加算について、**行動関連項目の点数が極めて高い人に対し、上位の加算区分を設定**する。【視点1・2】
- 現行の重度障害者支援加算において現在十分に評価されていない特性等を評価できる新たな尺度を創設する。【視点1・2】

4 医療及び医療との連携について

- 重度化高齢化に伴い、入院および通院の頻度が高くなってきており、多くの人員を要していることから、**入通院の際の支援の実績に応じた報酬上の評価**を行う。【視点1・2】
- 施設・事業所内での医療提供体制には限界があるため、さらに**医療分野からアウトソーシングできるような仕組みづくり**を行う。
特に他のサービスとの併用が認められていない障害者支援施設においても外部の医療サービス(訪問看護など)が利用できるようにする。
【視点1・2・3・4】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

Ⅱ サービスごとの事項

A 相談支援

1 特定相談・障害児相談

- 障害のある人の望む暮らしの実現に向けて、本人の意思に基づく障害福祉サービスが利用できるような相談支援体制を構築する。相談支援の役割は大きい一方、経営的に極めて厳しいことから、**報酬の抜本的な見直し**を行う。**(参考資料⑨・⑩・⑪)**【視点1・2】

B 居住支援

1 施設入所支援(障害者支援施設)

- 障害のある人が望む自分らしい暮らしの実現に向けて、障害者支援施設の**日中と夜間の支援を整理し評価を明確化**するとともに、**土日の報酬上の評価と、夜勤職員配置数に応じた評価**がなされる仕組みとする。【視点2・3】
- 地域移行促進に向け、**地域移行加算を拡充**するとともに、**他事業所利用が促進される**報酬とする。【視点2】

2 共同生活援助

- 世話人を生活支援員に、日中サービス支援型を介護サービス包括型に統合した上で介護給付にし、**制度を整理する**。また、**本人の意思に反したホーム内での日中支援が提供されない仕組み**とする。【視点2・3】(参考資料⑫)
- 単身生活に向けた支援については、単独類型に加え既存のホームを活用する等、**様々な選択肢を用意する**。【視点2・3】

3 居宅介護

- 地域生活支援事業である移動支援を、どこで暮らしても安定的に利用できるよう、**地域格差を解消する**。【視点2】
- 居宅介護等事業所の合理的な運営と人材不足解消のため、**他事業所のサービス管理責任者との兼務を可能とする**。【視点3】
- 障害のある人の子どもの育児を家事援助の対象とする**。【視点2】

C 日中活動支援

1 生活介護

- 今後さらに支援度の高い人たちの生活を支える役割を果たしていくため、**人員配置体制加算に1.5:1等の上位区分を創設する**とともに、家族のレスパイトや就労促進につながる**延長支援の要件や単価の見直し**をする。【視点1・2・3】

D 就労支援

1 就労継続支援

- 基本報酬の評価について**就労継続支援A型は評価項目を再設定、就労継続支援B型は多軸評価**とするとともに、より支援度の高い人を支えることができるよう**人員配置について5:1等の上位区分**を設ける。【視点1・2・3】

2 就労定着支援

- 特別支援学校卒業と同時に企業に就職した人等も**本事業の支援の対象者として拡大する**。【視点1・2・3】

E 障害児支援

1 障害児通所支援

- 児童発達支援センターの**専門職の配置や、地域支援の中核的役割**を担うことについて、報酬上の評価をする。【視点1・2】

2 障害児入所支援

- 障害のない子ども以上に支援の必要が高いため、各種基準については少なくとも**他の社会的養護施策と同様の基準**とする。【視点1・2】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

本意見の背景と主旨

障害のある人たちが、その状態に関わらず、地域の中で安心して暮らし、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、住居の形態を問わず、自らの意思に基づいて自分らしい暮らしを実現できることが求められています。それらを実現するためには「**居住支援と居住支援を取り巻く各種支援の在り方の再検討**」と「**良質な福祉人材の確保・育成**」と「**サービスの質の評価の仕組みの構築**」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠です。

さらに、急激な物価高騰等や企業において高水準の賃上げが行われる中、障害福祉サービスは公的価格であることから容易に対応することができず、極めて厳しい経営状況となっているとともに、所得の少ない障害のある人たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。

障害のある人が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、令和6年度報酬改定に際し、以下について要望します。

I 横断的事項

1 障害のある人たちへの安定的且つ持続可能なサービス提供について

○基本報酬について【視点2】

本会調査によれば多くの事業所の経費が大幅に増加していますが、障害福祉サービスは公的価格であるため、3年に1度の報酬改定での対応ではタイムラグがあります。物価や賃金の上昇を適切に反映できるよう、次期報酬改定以降、基本報酬については物価上昇率や人事院勧告などが毎年連動する仕組みとする。(参考資料①・②・③・④)

○処遇改善加算等について【視点2】

処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ加算による更なる処遇改善を行うとともに、事業者が確実に賃上げを行うことを前提に、仕組みを簡素化するとともに、対象職種や分配方法等について法人裁量の範囲を拡大する。

○福祉専門職員配置等加算について【視点2】

有資格者の雇用率を要件とする加算(雇用率35%以上の加算(Ⅰ)と25%以上の加算(Ⅱ))と、生活支援員のうち常勤職員が75%以上または勤続3年以上の常勤職員が30%以上を要件とする加算(Ⅲ)の併給を可能とする仕組みとする。

○地域特有の経費に対応した加算の創設について【視点1・2】

暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算等、地域特有の経費に対応した加算を創設する。

○業務の効率化とICT化について【視点4】

職員の業務の効率化、負担軽減の観点からICT機器の導入を加速させる必要があるため、それにかかる導入費用の支援、ICT機器等の活用によるサービス向上や業務の効率化について加算等で評価する。(参考資料⑤)

2 障害のある人たちが安心して暮らすことのできる仕組みについて

○サービスの質を評価する取り組みについて【視点1・2・3】

障害福祉サービス事業所数が大きく増加することは、サービスの選択において望ましいことである一方で、支援の質が問われる事例も散見されるため、サービスの質の評価を行う仕組みについて継続的に議論し、合理的な評価方法が構築できた際には、報酬と連動する仕組みとする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

I 横断的事項

○食事提供体制加算について【視点1・2】

本会調査によれば、本加算がなくなった際に事業所で負担することは困難であるとの回答が多数を占めており、バランスのとれた食事の機会を失うことや利用者負担の増加が懸念されるため、本加算を恒久化する。(参考資料⑥・⑦)

○利用者の特性に応じた食事提供等への配慮について【視点1・2】

重度高齢化が進む中、食事に特別な配慮の必要な利用者が増加したことで、これまで以上に食事形態や提供方法が多様化し、人的物的負担が増加しているため、特別な支援や専門的な支援を要する場合に報酬上評価する。(参考資料⑧)

○補足給付の額の見直しについて【視点1・2】

補足給付の額については、物価上昇率等を反映した額への見直しを行う。

○送迎加算について【視点1・2】

障害のある方にとって移動手段の確保は社会参加の大前提であり、利用者の状況や地域性を考慮すると必要不可欠であるため、送迎加算を拡充し、実際の経費(人件費含む)を反映した加算とする。

3 支援度の高い人への支援の充実について

○専門的支援の強化について【視点1・2】

支援度の高い人たちの支援の専門性の向上に向け、アウトリーチ型のスーパーバイズを行うことに対し報酬上評価する。

○重度障害者支援加算の上位区分の創設について【視点1・2】

施設入所支援、生活介護、共同生活援助、短期入所等の本加算について、行動関連項目の点数が極めて高い人に対し、上位の加算区分を設定する。

○重度障害者支援加算の新たな尺度の創設について【視点1・2】

本加算の現行の対象者に加えて、認知症や身体的重度など障害支援区分では十分に評価することができない特性等についても新たな尺度を創設する。

4 医療及び医療との連携について

○入通院に対する報酬上の評価について【視点1・2】

重度化高齢化に伴い、入院および通院の頻度が高くなってきており、多くの人員を要していることから、入通院の際の支援の実績に応じ、報酬上の評価を行う。

○外部の医療サービスの利用について【視点1・2・3・4】

施設及び事業所内での医療提供体制には限界があるため、さらに外部の医療サービスをしやすい仕組みとする。特に他のサービスと併用が認められていない障害者支援施設において、訪問看護等、外部の医療サービスが利用できるような仕組みとする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

Ⅱ サービスごとの事項

A 相談支援

1 特定相談・障害児相談

○計画相談単独で事業所経営が成り立つ報酬設定について【視点1・2】

計画相談においては、相談支援専門員1人につき1月に作成できる計画数及びモニタリング数の上限は39件とされているが、面談や地域の諸会議等への参加など、丁寧な相談支援を行うと上限件数の半数も実施できていない。

本会調査によれば、計画作成やモニタリングが上限件数の半数もできていない相談支援専門員が4割を占めているため、多くの事業所が計画相談単独では支出超過となっており、事業所経営が成り立たず、撤退する事業所も増加している。(参考資料⑨)

本人の意思に基づく障害福祉サービスを利用し、地域の中で障害のある人の望む暮らしを実現するためには、今後ますます相談支援が果たすべき役割は大きくなるため、地域の相談支援体制をより強固なものとするためにも、計画相談の抜本的な報酬の見直しを行うことが必要である。(参考資料⑩・⑪)

B 居住支援

1 施設入所支援(障害者支援施設)

○制度の整理について【視点2・3】

現状の障害者支援施設においては、基準上日中サービスに配置すべき人員の一部が施設入所支援の時間帯に勤務しているため、実際の昼間の人員は通所型の日中サービスと比較し少なくなっている一方で、施設入所支援の時間帯の評価が低く設定されていることや、土日等の昼間の支援については施設入所支援に含まれているが、報酬上の評価が大変分かりにくくなっており、これらについて整理が必要である。

障害のある人が望む自分らしい暮らしの実現に向けて、障害者支援施設における日中の生活と夜間の生活を明確にするため、①通所型の日中サービスと同様の職員配置で入所型の日中サービスを提供できるようにする、②夜間帯の支援の質をさらに高めるため夜勤職員配置加算については加配人数に応じた評価とする、③重度障害者支援加算については日中サービス提供時間帯に支援を行った場合は評価する、④土日等の昼間については職員配置に応じた評価をするなど、それぞれの時間帯に実際にいる職員や実際に提供されているサービスを適正に評価される仕組みとする。

○地域移行や社会参加の促進について【視点2】

障害者支援施設における地域への移行を促進するため、現行の地域移行加算をさらに高いインセンティブとするとともに、障害者支援施設に居住する利用者が他の日中サービス事業所等をさらに利用しやすくなるよう報酬上評価する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

Ⅱ サービスごとの事項

2 共同生活援助

○制度の整理について【視点2・3】

重度者等への適切な支援の提供と、シンプルで分かりやすい制度とするため世話人を生活支援員に統一する、日中サービス支援型については夜間支援体制加算や日中支援加算を整理し、介護サービス包括型に統合整理するとともに介護給付とすることを提案する。

但し、日中サービス支援型の類型が整理されない場合にあつては、本類型の報酬が夜間支援体制加算と日中支援加算を加えた介護サービス包括型の報酬を下回っており、本類型が重度障害者支援を担う大きな役割が期待される資源であることから適正な報酬設定とする。

なお、日中サービス支援型については全国で好ましくない事案が散見されていることから、日中の支援については、日中活動に通うことを前提とし、高齢者や病気などの理由により、就労や日中系サービスを利用することが日常的に困難な人の日中支援に限り、サービス等利用計画への記載および支給決定を経た上でグループホームにて支援を行うこととするなど、本人のニーズに基づきサービス等利用計画と各事業所の個別支援計画が連動した支援が行われる仕組みとするとともに、現在の協議会における意見聴取だけでなく一定の要件を設定すべきである。(参考資料⑫)

○一人暮らしに向けた支援について【視点2・3】

一人暮らしを支援する新たな類型が議論されていますが、単独の類型だけではなく既存のホームを活用する等、本人の意思決定が最大限尊重され、そのニーズをかなえる様々なアプローチを行える仕組みとする。

3 居宅介護

○地域間格差の解消について【視点2】

現行の地域生活支援事業の移動支援は、各自治体の裁量的経費で賄われているため支給量に地域格差があるため、障害のある人がどの地域で暮らしていてもサービスを安定的に利用できるよう、地域間格差の解消に向けた方策を講じる。

○サービス提供責任者の兼務について【視点3】

本会調査によれば居宅介護事業所は小規模であることが多いことから、安定的かつ合理的な事業運営及び人材不足の解消のため、サービス提供責任者と同法人が実施する障害福祉サービスのサービス管理責任者との兼務を可能とする。

○障害のある人の子どもへの支援について【視点2】

子どもの最善の利益と障害のある人の権利を守るため、こども家庭庁等の施策と連携を図るとともに、障害のある人の子どもに対する支援を居宅介護サービスにおいて提供できる仕組みを創設する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

Ⅱ サービスごとの事項

C 日中活動支援

1 生活介護

○手厚い支援の実施について【視点1・2・3】

生活介護事業所においては支援度の高い人が多く利用されていることに加え、自宅等での入浴が困難な人への入浴支援や、より多くの社会参加の機会の提供など、今後さらに支援度の高い人たちの社会生活を支える役割を果たしていくためにも現行の人員配置体制加算に1.5:1等の上位区分を創設する。

延長支援は、支援する家族のレスパイトや就労促進につながるものと考えますが、延長時加算の要件として1名以上の人員配置が求められる一方で、報酬単価が職員の時給換算と比較しても低い状況にあるため、延長支援の促進に向け、加算要件や加算額を見直す。

D 就労支援

1 就労継続支援

○基本報酬の算定方法について【視点1・2・3】

就労継続支援A型の基本報酬の評価項目は、知的障害者の特性を反映しづらい項目があるため、項目を再設定する。

また就労継続支援B型については平均工賃月額区分が高工賃の区分幅が広いことに加え、他の区分幅と揃えるとともに、工賃だけでなく個々の利用者に応じた取組みや工夫など、就労継続支援A型の多軸評価と同様にサービスの質による評価とするとともに、現行の重度者支援体制加算では評価されない支援度の高い人を支えるためにも現行配置基準を超えて職員配置している実態を踏まえ、5:1等の上位区分の配置基準を設ける。

2 就労就労定着支援

○対象者の拡大について【視点1・2・3】

特別支援学校卒業と同時に企業に就職した方は、就労定着支援が利用できないため、十分なマッチングやフォローができていないことから、対象を拡大する。

Ⅱ サービスごとの事項

E 障害児支援

1 障害児通所支援

○専門性の確保・向上について【視点1・2】

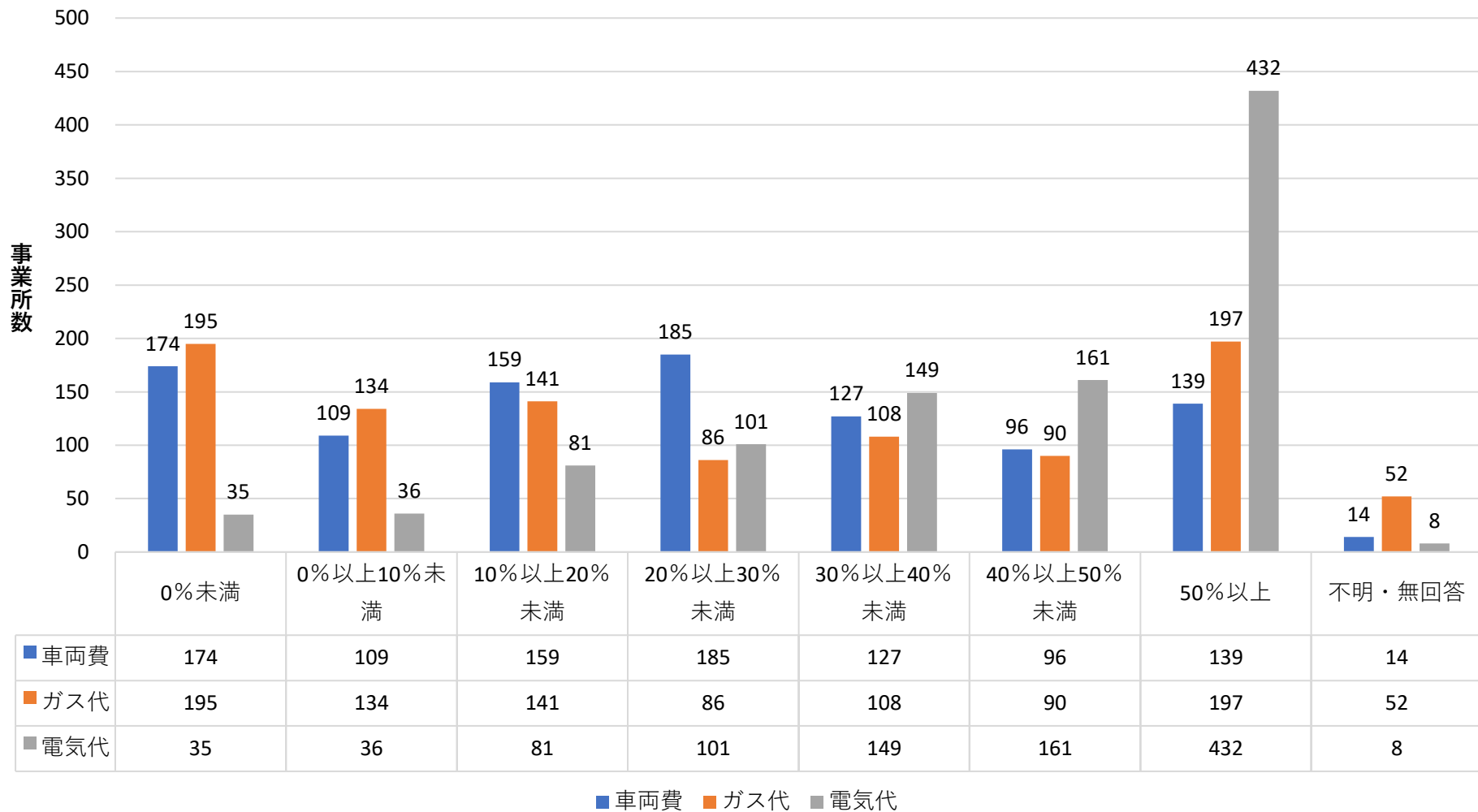
児童発達支援センターの一元化により、より高度な専門性が求められることから、専門職を配置した場合や、インクルージョンの推進、地域支援の中核的な役割を担うことについて、報酬上の評価をする。

2 障害児入所支援

○他の社会的養護施策との制度の整合性について【視点1・2】

障害のある子どもは障害のない子ども以上に支援の必要性が高いにもかかわらず、障害児入所支援は、他の社会的養護施策と比較し、人員配置をはじめとする基準が低く設定されているため、少なくとも他の社会的養護施策と同様の基準とする。

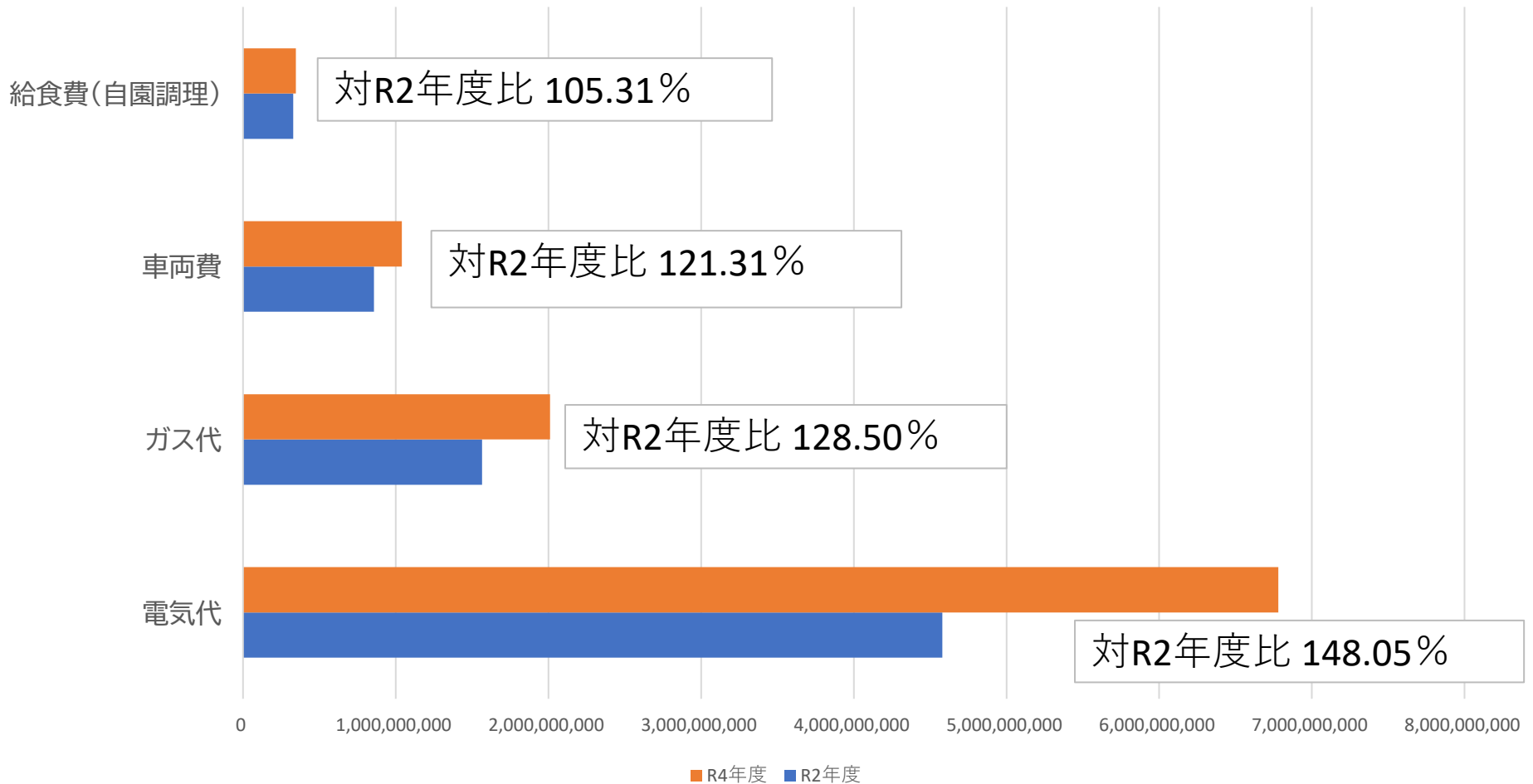
障害福祉関係事業所における車両費・ガス代・電気代の上昇率
(令和2年度⇒令和4年度)



「物価高騰、入職・離職者および食事提供体制の状況に関する緊急調査」(1003事業所)
日本知的障害者福祉協会 令和5年6月実施調査

<参考資料②> 障害福祉関係事業所における給食費・車両費・ガス代・電気代の状況

障害福祉関係事業所における給食費・車両費・ガス代・電気代の状況
(令和2年度⇒令和4年度)



「物価高騰、入職・離職者および食事提供体制の状況に関する緊急調査」(1003事業所)
日本知的障害者福祉協会 令和5年6月実施調査

<参考資料③> 障害福祉関係事業所における賃上げの状況（速報値）

・正規職員の「賃上げ額（月額）」の令和5年度（予定）の賃上げ額が、対前年度より下回っている。

【入所・通所系事業所】

	令和5年度（予定）	令和4年度
賃上げ額（月額）	4,804円	6,375円
うちベースアップ分	1,006円	1,193円

【就労系事業所】

	令和5年度（予定）	令和4年度
賃上げ額（月額）	4,123円	4,977円
うちベースアップ分	945円	1,273円

【児童系事業所】

	令和5年度（予定）	令和4年度
賃上げ額（月額）	4,628円	5,177円
うちベースアップ分	1,230円	1,840円

※回答事業所数：83事業所
日本知的障害者福祉協会 令和5年4月実施調査

公的価格の制度について

	診療報酬（医療）	介護・障害福祉サービス等報酬	子ども・子育て支援新制度の公定価格
報酬・価格の決まり方	<ul style="list-style-type: none"> 2年に1度の実態調査で把握される医療機関等の類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する費用の額等を勘案して個々の診療行為ごとに報酬を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 実態調査で把握される施設や在宅サービスの類型ごとの収支状況等を踏まえ、その提供に要する平均的な費用の額等を勘案して、原則3年ごとに報酬を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育に通常要する費用の額を勘案して公定価格（基本額＋各種加算）を決定 公定価格の金額については人件費・事業費・管理費について対象となる費目を積み上げて算定 人件費は国家公務員給与の改定状況、事業費・管理費は物価の動向等を踏まえて<u>毎年度改定</u>
処遇改善の仕組み	<p>看護師等の負担軽減のため、看護職員や看護補助者の配置増に対する加算等があるが、賃金改善を直接の目的とする仕組みはない</p> <p>※医療においては、医師、看護職員、リハビリテーション専門職等多様な専門職がチームでサービス提供を担っている点に留意が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算：介護職員が対象 特定処遇改善加算：経験・技能のある介護職員に重点を置いた加算 <p>※平成21年以降、介護職員の処遇改善加算の創設や順次の拡充等の取組を実施。 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件 ※障害福祉についても同様の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> 処遇改善等加算Ⅰ：全職種が対象 処遇改善等加算Ⅱ：技能・経験を積んだ副主任保育士・専門リーダー等が対象 <p>※平成25年以降、保育士等の処遇改善等加算の創設や順次の拡充等の取組を実施 ※加算の取得は、加算により取得される額以上の賃金改善が要件</p>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 患者負担 年齢・所得に応じて1～3割（高額療養費制度あり） 給付費 診療報酬（保険料：公費＝6：4） 	<p>【介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 所得に応じて1～3割（高額介護サービス費制度あり） 給付費 介護報酬（保険料：公費＝1：1） <p>【障害福祉】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 所得に応じて最大1割（高額障害福祉サービス等給付費制度あり） 給付費 障害福祉サービス等報酬（全額公費） 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担 市町村が設定（上限あり） ※0～2歳は応能負担、3歳以上は無償 給付費 原則公費、一部事業主拠出金あり ※公立保育所等は地方交付税措置

グループウェア

導入前 (紙、印鑑での決済)

- ・ 最終決済まで時間を有する ⇒
- ・ 外出時、出張時に決済が進まない ⇒
 - ・ 申請書類の決済状況の確認が出来ない ⇒
 - ・ 決済後、決裁書類が手元に残らない ⇒
- ・ 決済書類に関する助言等が迅速に伝えられない ⇒
- ・ オフラインのみでの設備予約 (車両・会議室・zoom等) ⇒
- ・ オフラインのみで事業所、職員、来訪者等のスケジュール管理 ⇒

導入後 (電子決済システム)

- ・ 次の決裁者への移行が迅速で最終決済までスピーディーに進む
- ・ 外出先での決済が可能
- ・ 申請書類の決裁状況の確認可能 (申請者・決裁者)
- ・ 決済終了後、承認書類としてデータが残りいつでも確認可能
- ・ 申請書類へのコメント機能を活用し、助言等(賞賛、注意)の迅速な共有を可能
- ・ 共有システムでの設備予約を可能にし、スケジュール等の一括管理を可能
- ・ スケジュール等の一括管理、動線把握を可能

見守りシステム

導入前 (巡回)

- ・ 巡回での安全確認のため、対応が遅れる。 ⇒
- ・ 利用者安全確保のため、高頻度での見回り ⇒

導入後 (見守りセンサー)

- ・ 危険動作を検知し、支援者へ通知
事前の迅速な対応が可能
- ・ 業務負担軽減
- ・ カメラではなく、センサーのため
利用者のプライバシーを確保できる

スマートフォンインカム

導入前

(無線、電話、口頭での伝達)

- ・ 有事の際ヘルプが遅れる
- ・ 利用範囲の制限
- ・ 相互通話できない
- ・ グループ数、ユーザー数の制限
- ・ 電話の場合、連絡に
手間を有する

⇒

⇒

⇒

⇒

⇒

導入後

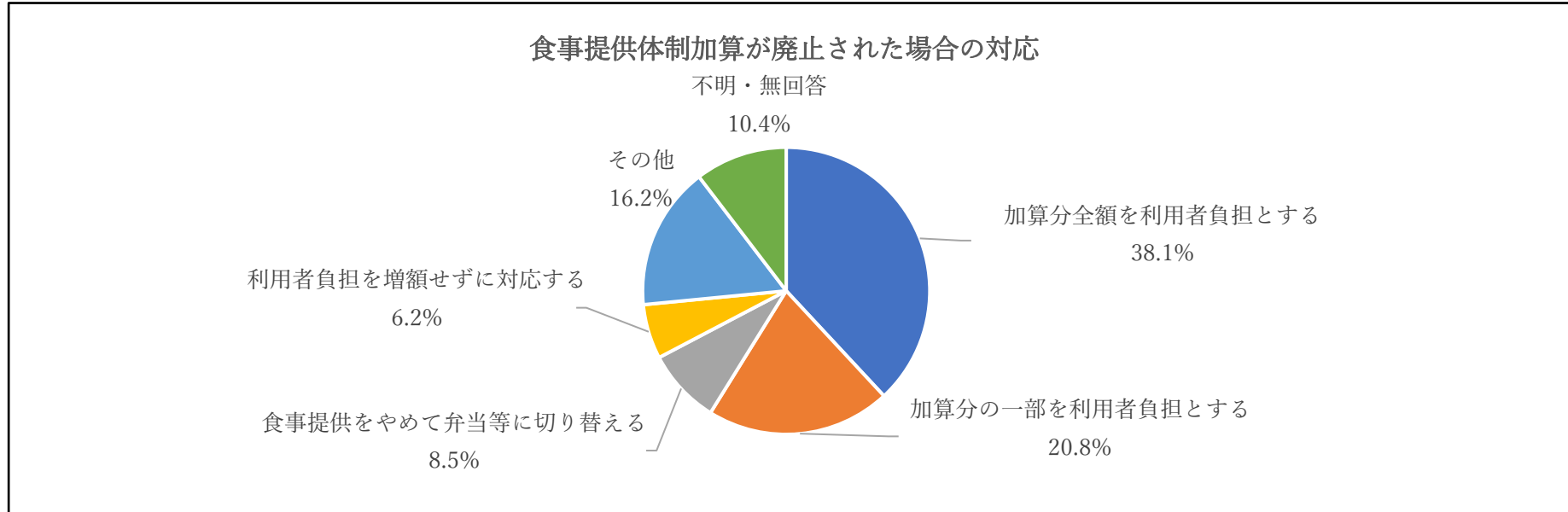
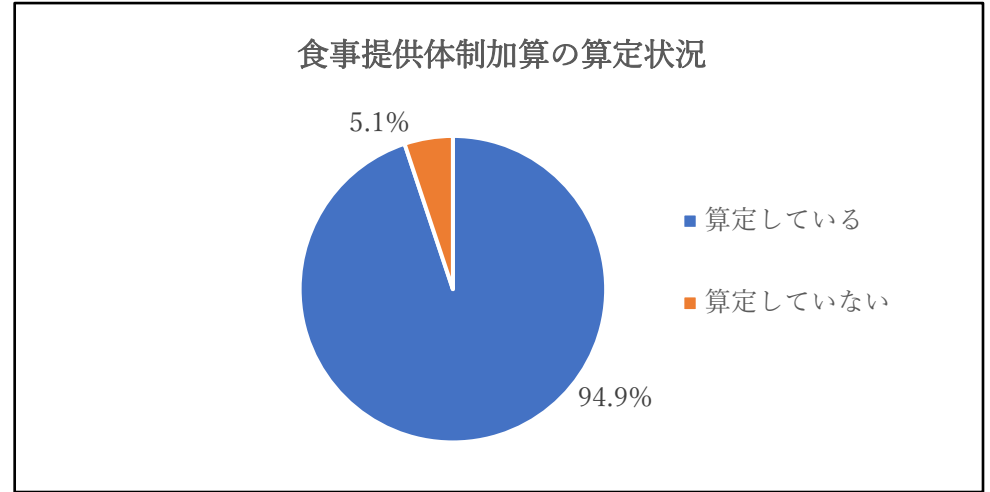
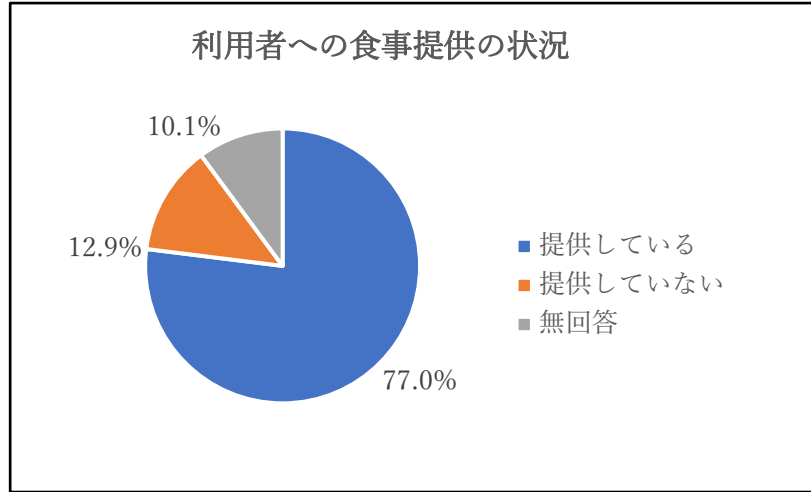
(スマートフォンのアプリを使用したインカム)

- ・ 有事の際も迅速に対応
- ・ 利用範囲無制限
(事業所外からも伝達可能)
- ・ 電話のような相互通話が可能
- ・ グループ数、ユーザー数無制限
- ・ ワンプッシュでの意思疎通可能

その他

連絡アプリ、外周警戒システム、入浴・移動・排泄・移乗支援機器等

<参考資料⑥> 利用者への食事提供の状況、食事提供体制加算の算定状況、食事提供体制加算が廃止された場合の対応



<参考資料⑦> グループホームで暮らす方の費用負担の参考例

収入	障害基礎年金 2 級	66,250円	82,757円
	作業工賃 (R3就労 B 型全国平均工賃)	16,507	
支出	グループホーム家賃・水光熱費・食費・その他 (R4協会調査 利用者負担総額代表値※)	65,000円	79,300円
	日中活動事業所 昼食代 (650円×22日)	14,300円	
助成	グループホーム家賃補助	10,000円	16,600円
	日中活動事業所の食事提供体制加算 (300円×22日)	6,600円	
差 額 (手許金)			20,057円

※利用者負担総額代表値は、R4協会調査における令和3年度の全国のグループホーム入居者の利用者負担（助成後の実負担額）の最頻値が50,000円～60,000円であり、関東地区の最頻値が70,000円以上であることから、65,000を代表値とした。なお、令和4年度は電気代や物価の高騰によりさらに上昇していることが推測される。

<参考資料⑧> 特別な食事形態への配慮の例

【安全で豊かな食事提供】

- ◎ 基礎疾患や機能低下により、嚥下や咀嚼に障害がある方は、常食（一般食）で食べられる時期があっても、加齢や体調の変化により食事形態を変化させていく必要があります。健康的な生活を維持していくためには、なるべく経口から安全に食べられる機会の継続が大切です。
- ◎ 食材の調理にあたっては、複数段階の調理（手間）工程を経ることで、機能低下（機能障害）を起こしている方であっても、経口から食べることが可能です。
- ◎ 通常に調理される「食事」は、バランスの良い食生活の基本であり、市販の高カロリー食材による栄養補給は、補助的であることが望ましいと考えます。なぜなら、調理された食事には「いろいろ」「におい」「話題性」「会話や雰囲気」をも楽しめる要素が含まれており、豊かな生活の一端を作りだしています。
- ◎ その為には、以下のような工夫と手間は毎回（毎日）欠かせません。

- ① 基本の食材（繊維の多いもや硬い食材等）は、圧力鍋を利用し、食材ごと下調理をすることで柔らかくなります。
- ② 肉などを焼き物で出す際、一度湯通しや圧力鍋で調理しすることでその後の加熱時間を長くせず硬くならないよう準備します。
- ③ 白飯は、炊き上げの段階から「普通」「軟食」「おかゆ」「ムース加工」を段階ごとに作ります。
（利用者の状態に応じてあらかじめ御飯を分けて炊く）
- ④ 水分補給の麦茶は、誤嚥の注意がある方には事前に麦茶ゼリー（ゼリー状に加工）に調理して提供します。
- ⑤ 利用者個々の摂食状況に合わせ、調理器具（包丁による刻み、ミキサーやバーミックス、調理ハサミなど）を使用し、再調理（一口大、粗刻み、刻み、粗みじん切り、とろみをつけてミキサーで滑らか食、ムース食など）を行います。その後、食材ごとに行い盛り付けます。
- ⑥ 実際の食事介助の場面では、再調理された食事を支援者が利用者の召し上がっている様子に合わせ、更に刻みやとろみの調整を行い、食べやすい状況をつくります。
- ⑦ 食事介助場面で、それぞれの器に盛られた食内容を説明（会話）しながら食事支援に当たります。

一連の支援は、毎食のことであり、1日の支援の時間の中でも食事時間は誤嚥などのリスク対応とともに、豊かな食生活環境づくりとして、非常に現場職員の気を遣う時間です。個別性を重視し、細心の注意が注がれる場面です。

<参考資料⑧> 特別な食事形態への配慮

特別な食事形態への配慮

- ①基本の食材（繊維の多いもや硬い食材等）は、圧力鍋を利用し、食材ごと下調理をすることで柔らかくなります。
- ②肉などを焼き物で出す際、一度湯通しや圧力鍋で調理することでその後の加熱時間を長くせず硬くならないよう準備します。



- ③白飯は、炊き上げの段階から「普通」「軟食」「おかゆ」「ムース加工」を段階ごとに作ります。
(利用者の状態に応じてあらかじめ御飯を分けて炊く)



- ④水分補給の麦茶は、誤嚥の注意がある方には事前に麦茶ゼリー（ゼリー状に加工）に調理して提供します



<参考資料⑧> 特別な食事形態への配慮

⑤利用者個々の摂食状況に合わせ、調理器具（包丁による刻み、ミキサーやバーミックス、調理ハサミなど）を使用し、再調理（一口大、粗刻み、刻み、粗みじん切り、とろみをつけてミキサーで滑らか食、ムース食など）を行います。その後、食材ごとに盛り付けます。



⑥実際の食事介助の場面では、再調理された食事を更に支援者が利用者の召し上がっている様子に合わせ、介助場面で更に刻みやとろみの調整を行い、食べやすい状況をつくります。

⑦食事介助場面で、それぞれの器に盛られた食内容を説明（会話）しながら食事支援に当たります。



<参考資料⑨> 計画相談支援・継続相談支援の1か月の合計作成件数
(相談支援員1人あたりの平均件数)

		人数	%
計画相談支援と継続相談支援の合計件数 (1か月1人平均)	10件未満	360	14.0
	10～20件未満	665	25.8
	20～40件未満	654	25.4
	40～50件未満	63	2.4
	50～100件未満	84	3.3
	100件以上	31	1.2
	0件または無回答	722	28.0
	合計	2,579	100

令和4年度相談支援事業実態調査（日本知的障害者福祉協会相談支援部会）

※表の数字は令和3年度実績。件数には障害児相談支援を含む

※相談支援専門員が他の業務と兼務している場合については常勤換算から1人に割り返して算出
(例えば、常勤換算0.5人の者が20件作成した場合、1人40件として計上)

<参考資料⑩> 支援の質を確保するための相談支援専門員1人当たりの適正な計画作成・モニタリング件数及び報酬単価設定の提案例

相談支援専門員がサービス等利用計画作成またはモニタリングに当たり標準的な業務として、

- ・家庭訪問等によるご本人の状況確認、ヒアリング
- ・事業所訪問等によるご本人の状況確認（サービス担当者会議含む）
- ・事業所内での意見交換

上記等を経た上で実際の計画の作成を行うこととなる。

加えてサービス等利用計画においては計画（案）の作成を経ることとなる。

これらの手続きを経るとなると、1日に作成できる計画（モニタリング）は1件程度（月20件程度）と考える。

ただし、相談支援専門員は自立支援協議会をはじめ、地域の関係機関との会議、運営法人の会議、研修への参加などを鑑みると、1人当たりの標準となる月間計画（モニタリング）作成数は15件程度とすべきであると考ええる。

この15～20件という数字は計画作成数の実態（参考資料⑨）を見ても妥当な数字であると考えられる。

上記を踏まえ、支援の質を確保した上で事業所運営が成り立つための単価を計算すると、

①相談支援専門員1人当たりの年間作成件数

標準件数を月15件とした場合 $15 \text{件} \times 12 \text{か月} = \text{年間} 180 \text{件}$

②相談支援専門員の1人当たりの年間経費を、給与等を5,000,000円、その他経費を300,000円と仮定した場合、

人件費のみ $5,000,000 \text{円} \times \text{法定福利費} (1.15) = 5,750,000 \text{円}$

人件費+経費 $5,750,000 \text{円} + 300,000 \text{円} = 6,050,000 \text{円}$

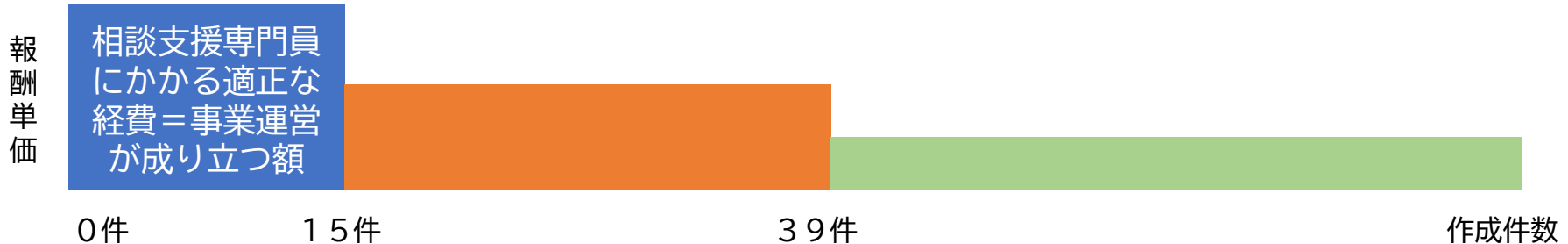
③1件当たりの単価（②÷①）

人件費のみ $5,750,000 \div 180 \div 31,900 \text{円}$

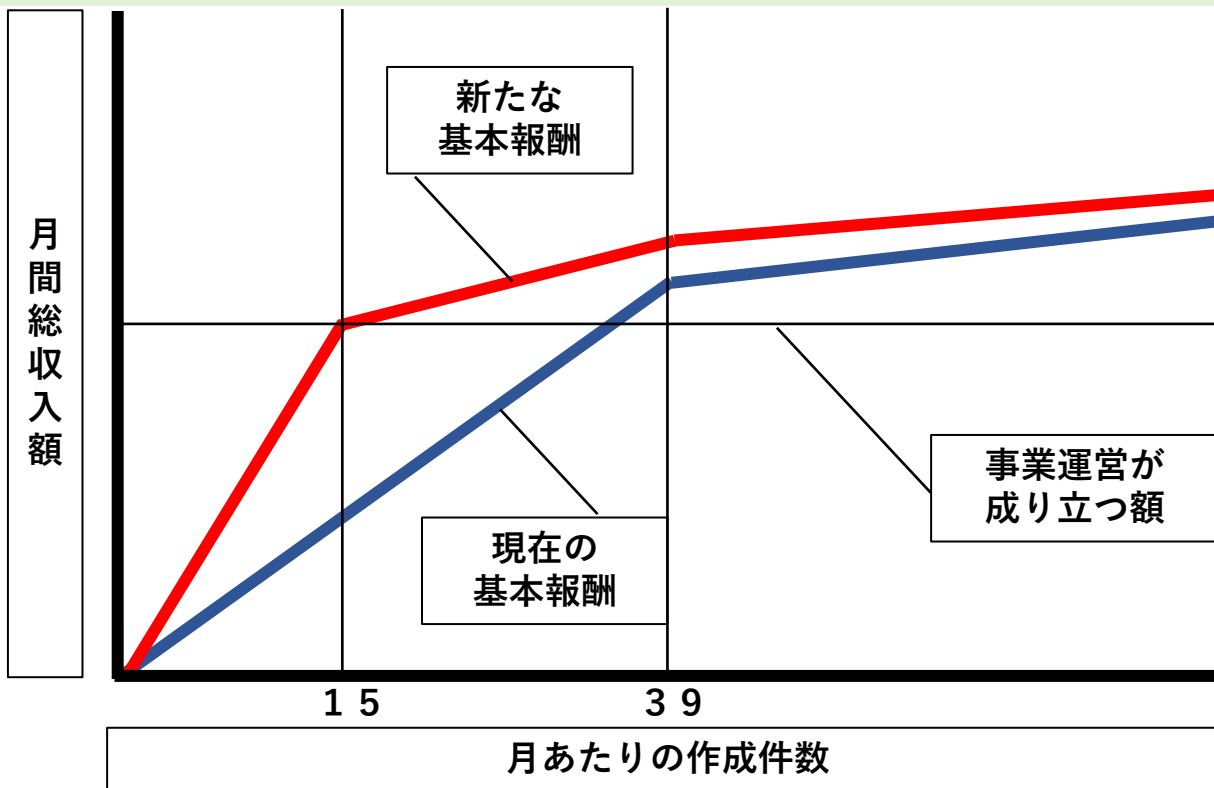
人件費+経費 $6,050,000 \div 180 \div 33,600 \text{円}$

となり、1件当たり基本報酬と各種加算を加え、少なくとも現行の2倍程度の報酬設定が必要であると考ええる。

尚、地域の事情等により現在においても1人の相談支援専門員が月あたり40件以上の計画（減算対応）を作成している事業所もあることから、例えば、以下のイメージで報酬単価の設定を行うことが望ましいと考える。



<参考資料⑪> 支援の質を確保するための相談支援専門員1人当たりの適正な
計画作成・モニタリング件数及び報酬単価設定の提案例



質の高い相談支援の提供と地域の中でソーシャルワークを展開している相談支援事業所の
運営の安定を目的とした基本報酬とする

<新たな基本報酬の前提>

- ①丁寧な計画相談支援（モニタリング）作成を必要とする利用者の受け入れ
（例えば：自治体からの依頼、触法、入院・入所からの地域移行希望者など）
- ②計画相談支援（モニタリング）の質の向上
（例えば、詳細な記録の徹底や、自治体と計画相談支援事業所との定期的な連携会議の必須化、自立支援協議会もしくは基幹相談支援センターにおける質の向上に向けた取り組み並びに質の評価等の必須化など）
- ③相談支援専門員1人当たりの作成件数の適正化に伴う相談支援専門員の十分な人数の確保
（例えば、市町村における相談支援専門員の必要数の試算と相談支援専門員の現員数の公表など）

■日中を当該共同生活住居（グループホーム）以外で過ごす場合

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	
世話人配置	4 : 1	4 : 1	3 : 1
区分6基本単価	6 6 7	8 2 6	9 1 0
夜間支援体制加算	3 3 6		
合計	1 0 0 3	8 2 6	9 1 0

■日中を当該共同生活住居（グループホーム）で過ごす場合

	介護サービス包括型	日中サービス支援型	
世話人配置	4 : 1	4 : 1	3 : 1
区分6基本単価	6 6 7	1 0 2 1	1 1 0 5
夜間支援体制加算（Ⅰ）	3 3 6		
日中支援加算（Ⅱ）	2 7 0（2人以上の場合）		
合計	1 2 7 3	1 0 2 1	1 1 0 5

※同様の生活を想定した場合、世話人を配置3:1で配置した日中サービス支援型の報酬は加算を加えた介護サービス包括型の世話人配置4:1にも満たない。

これからの居住支援及び居住支援に 関連する各種支援のあり方について



令和3年10月15日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
政策委員会

—これからの障害福祉サービスの在り方について—

障害のある人たちが、その状態に関わらず、それぞれの地域の中で安心し、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、障害のある人たち**本人を中心とした支援**を行うことを大原則とした上で、「**権利擁護**」「**社会生活支援の推進**」「**重度化高齢化への対応**」「**専門性の向上**」の視点を持つことに加え、「**良質な福祉人材の確保・育成**」と「**サービスの質の評価の仕組みの構築**」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠と考えます。今後、**横断的、包括的、継続的**な議論を進めていただくよう提案します。

良質な福祉人材の確保・育成の推進

サービスの質の評価の仕組みの構築

住まいの支援

○個々のニーズに基づく支援の提供、社会参加の促進、選択肢の拡大に向けた、施設入所支援と日中活動の役割の明確化
【障害者支援施設】

≫暮らしの場の充実と多様な日中活動等の利用促進

○どんなに重い障害があっても何歳になっても、安心して住まい続けることのできる住まい支援の専門性の向上

【施設入所支援】

≫夜間支援体制のさらなる充実

【グループホーム】

≫介護給付への移行と世話人の生活支援員への統一

○個別性・QOL向上に向けた小規模化・ユニット化の促進

【障害者支援施設】

≫個室化、小規模化、ユニット化の促進

【障害児入所施設】

≫地域に根差した少人数の暮らしの場の創設

○児童期から成人期への円滑な移行の推進

【障害児入所施設】

≫「自立支援システム」の構築と「自立援助ホーム」等の創設

○発達期におけるサービスの役割と機能の整理

【児童発達支援センター・児童発達支援・放課後等デイサービス】

≫児童発達支援(センター・事業・放デイ)の役割・機能の整理

≫地域の中核を担うセンターの役割・機能の強化

≫教育現場等との連携

こどもの支援

社会生活の支援

○どんなに重い障害があっても、当たり前の日常生活を送ることができる体制の整備

【生活介護】

≫より役割と機能に即した名称の変更(「社会生活支援事業」)

【居宅介護・移動支援および送迎等】

≫移動支援のコミュニケーション支援も含めた個別給付への転換

○個別ニーズへの対応と就労のさらなる促進

【就労系事業共通】

≫各事業の機能と役割の整理

○福祉と他分野(教育・労働)の連携

【就労継続支援】

≫一般就労と就労支援サービスの併用による支援

≫福祉的就労未経験者の円滑利用

≫障害者就業・生活支援センターの在り方の見直し

≫就労アセスメントの分野を超えた共有・協働

働くことへの支援

○地域の強みを活かした、ネットワークによる支援の促進

【基幹相談支援センター・地域生活支援拠点・基本相談・計画相談】

≫複数事業所のネットワークによる支援の推進と地域共生社会

に向けた地域生活支援拠点の充実・強化

≫基本相談支援の充実とネットワークづくりにより力を入れることができる相談支援事業の安定運営に向けた報酬の検討

相談支援

本人中心

権利擁護

社会生活支援の推進

重度化高齢化への対応

専門性の向上

ワーキングチーム設置の経緯

- R3.3.19 社会保障審議会障害者部会で「障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しについて」議論が始まる。
- R3.4.23 当協会団体ヒアリング（※スライド2参照）
- R3.6.23 社保審障害者部会で「障害者総合支援法等の見直しについて」論点が示される。
(検討事項)
- I 地域における障害者支援について
 - II 障害児支援について
 - III 障害者の就労支援について
 - IV 精神障害者に対する支援について
 - V その他

上記検討事項の内、I 地域における障害者支援については、論点に居住支援として障害者支援施設に関する言及がなかったこと、また居住支援については地域支援部会、障害者支援施設部会、相談支援部会等協会として横断的、包括的に検討する必要があるため、協会としての考えを居住支援を中心に暮らし全般の支援のあるべき姿を未来志向で整理し、内外に発信することを目的として、政策委員会内にワーキングチームを設置することとなった。

居住支援に関する基本的な考え方

1. 本人の意思が尊重される**意思決定支援に基づくサービスの選択の推進**

サービスの選択にあっては、権利擁護の観点から、特に知的障害のある人については、障害支援区分に加え、どこでどのように暮らしたいのかという意思決定について、本人の意思が形成される支援、意思を表出する支援が行われる体制が必要である。

2. 障害の状況や年齢に関係なく、**誰もが安心して暮らせる支援体制の構築**

障害の状況や年齢など、様々な状況・環境にある誰もが安心して暮らすことができるメニューや支援体制が必要である。

3. 相談、在宅、社会生活も含めた**包括的な暮らしの支援体制の推進**

暮らしを支えるにあっては、居住に関する支援だけでなく、本人を支える様々な支援を包括的に提供できる体制、ネットワークの構築が必要である。

4. 本人にとって分かりやすい**シンプルなサービス体系の整理**

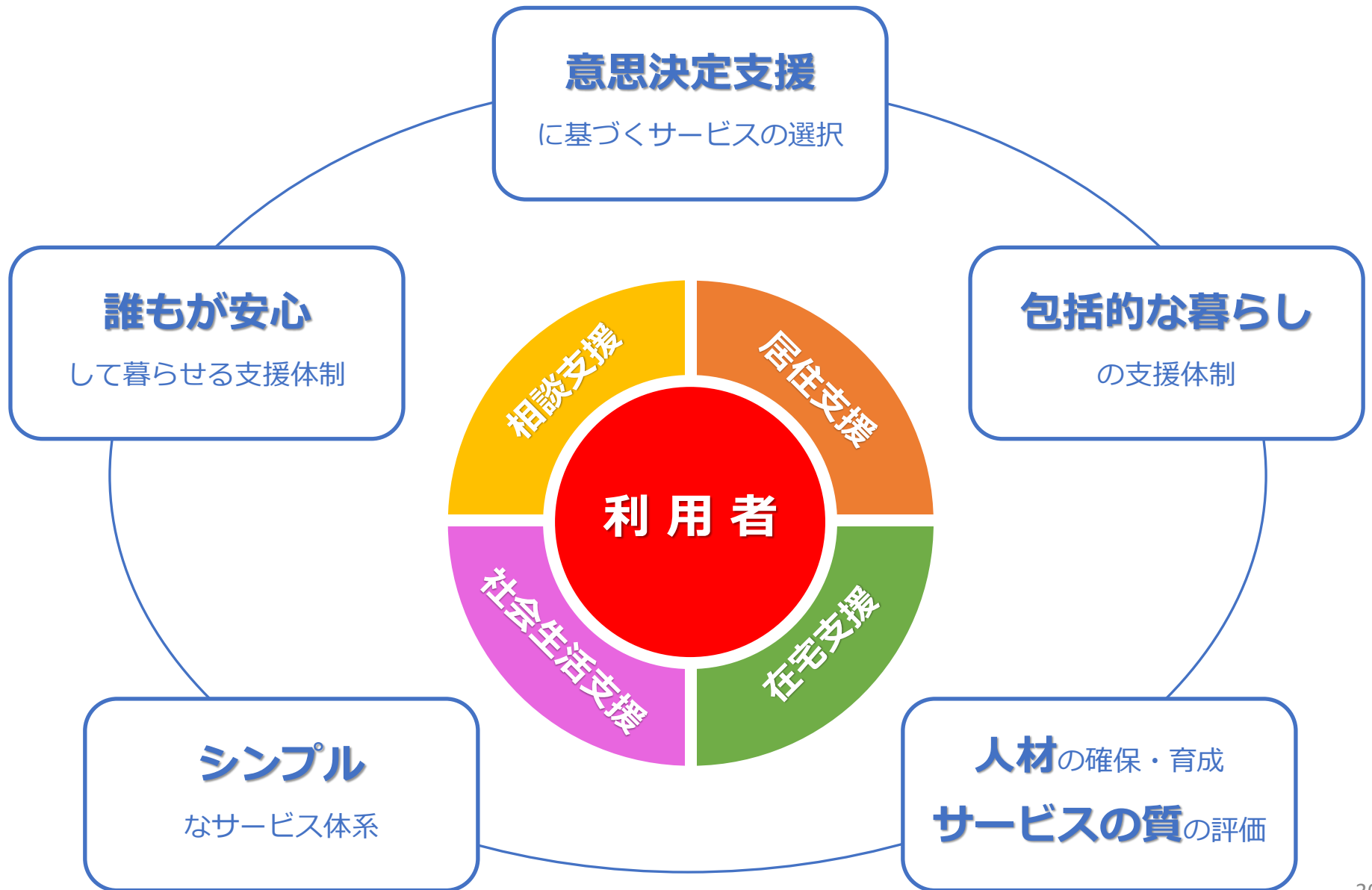
実際にサービスを利用する人にとって、機能などが類似するサービスを統合するなど、本人が分かりやすいシンプルなサービス体系への整理が必要である。

5. 専門性の高い**人材の確保・育成とサービスの質の評価の仕組みの構築**

持続可能な制度とするためには、安定したサービス提供に向けた人材の確保と、サービスの質の向上に向けた人材の育成、サービスの質の評価の仕組みが必要である。

本レポートにおける用語の整理 ※あくまでも本レポート内の整理であり、制度上の分類とは異なります。

- ・「**居住支援**」 … サービスを提供する事業所が用意した住居にて提供する生活の支援
- ・「**在宅支援**」 … 自宅等で直接介助や支援、緊急時の対応などを提供する生活の支援
- ・「**社会生活支援**」 … 日中活動支援や就労支援、移動支援などの社会生活の支援
- ・「**相談支援**」 … 本人や家族から相談を受け、関係機関の調整等ケアマネジメントを行う支援



居住支援の提言

居住支援については、障害者支援施設が実施する施設入所支援も含めて居住支援と捉え、それぞれの役割や機能を明確にしなが、個々のニーズに応え、安心できる居住環境を提供することが求められる。

居住支援の提言（１）グループホーム

①類型・給付・職員配置

利用する人にとって分かりやすいシンプルな制度とし、より実態に即した支援を行うため、以下の類型に整理する。

- ・介護サービス包括型…介護サービス包括型と日中サービス支援型を統合
- ・外部サービス利用型…外部サービス利用型と宿泊型自立訓練を統合
- ・サテライト型

※介護サービス包括型については、主たる対象者として介護度や支援度の高い人が想定されるため、介護給付とすべきである。

※重度化高齢化に対応する専門性の確保・向上のため、世話人を生活支援員に統一し、それに見合った報酬単価が必要である。

②各種支援内容

【夜間支援】

それぞれの事業所やホームの実情に応じて、より柔軟な対応を可能とするため、夜間支援の評価については、実態に応じた加算による評価が望ましい。

居住支援の提言（１）グループホーム

【重度者の支援】

介護サービス包括型については、現行の重度障害者支援加算対象者の内、より支援度の高い人を対象とした加算の新設が必要である。

現在の重度障害者支援加算は、主として行動障害のある人が対象となっているが、身体的な重度の人もグループホームでの暮らしを選択できるように、行動障害とは別の尺度による認定も検討する必要がある。

外部サービス利用型については居宅介護サービスの標準利用時間を拡大する。

【日中支援】

病気などの理由により、就労や日中系サービスを利用することが日常的に困難な人の日中支援（現行の日中サービス支援型における日中支援）に限り、サービス等利用計画により介護サービス包括型のホームで支援を行うこととする。

それ以外はこれまで通り、他の日中活動（生活介護、就労支援、一般就労等）に通うことを前提とし、日中活動を継続的に実施するために、サービス等利用計画を含め、各事業所の個別支援計画が連動した支援が行われるべきである。

【自立生活移行支援】

単身生活等を希望する者への移行に向けた訓練を目的に、有期限でホームを利用して支援を受ける仕組みを創設する。ホームの整備状況は地域によって様々であるため、本支援を提供する専用のホームを整備するのではなく、既存資源を多機能化し、有効的に利用する。

また、サテライト型も含めて、別に移行後に関わるであろう各社会資源等との調整等を行う地域移行支援員を置き、基本的な居住支援とは別に個別に自立生活移行に向けた支援を行う。

居住支援の提言（２）施設入所支援

①第１種社会福祉事業の居住支援としての主たる役割

第1種社会福祉事業である障害者支援施設に求められる役割の一つとして、主として極めて高い専門性を有するケース（強度行動障害、高齢、触法、被虐待などの緊急避難など）の支援について中心的な役割を担う。

また、本人の希望に基づいた意思決定支援により、グループホームなど他の居住支援や単身生活等への移行を積極的に支援する。

その上で、第1種社会福祉事業としての役割を果たす上で適正な人員配置（より支援度の高い人を対象とした重度障害者支援加算の新設や、1.7：1を上回る人員配置体制加算の創設など）が必要である。

また、現在の夜勤職員配置体制加算についても、2名以上配置した場合の評価や、グループホームの項にて提案している重度障害者支援加算と同様の加算設定にすることによって、より手厚い支援が可能になると考える。

②社会参加の促進

施設入所支援を居住支援として明確化し、本人のニーズとして他事業所の日中活動系サービスなどの利用がある場合は、それが容易に利用できる仕組みを整え、社会参加を促進する。一方で、重度化高齢化の対応として、24時間対応の一元的な支援は極めて有効であるため、サービス等利用計画、個別支援計画の作成の際に、本人のニーズを丁寧にアセスメントすることが求められる。

居住支援の提言（２）施設入所支援

③類型

権利擁護の観点や、極めて高い専門性を有するケースに対応するため、新たに小規模ユニット施設とサテライト施設を創設するなど、施設整備基準の見直しを図るとともに、従来型の施設入所支援とは別の報酬体系を整える。

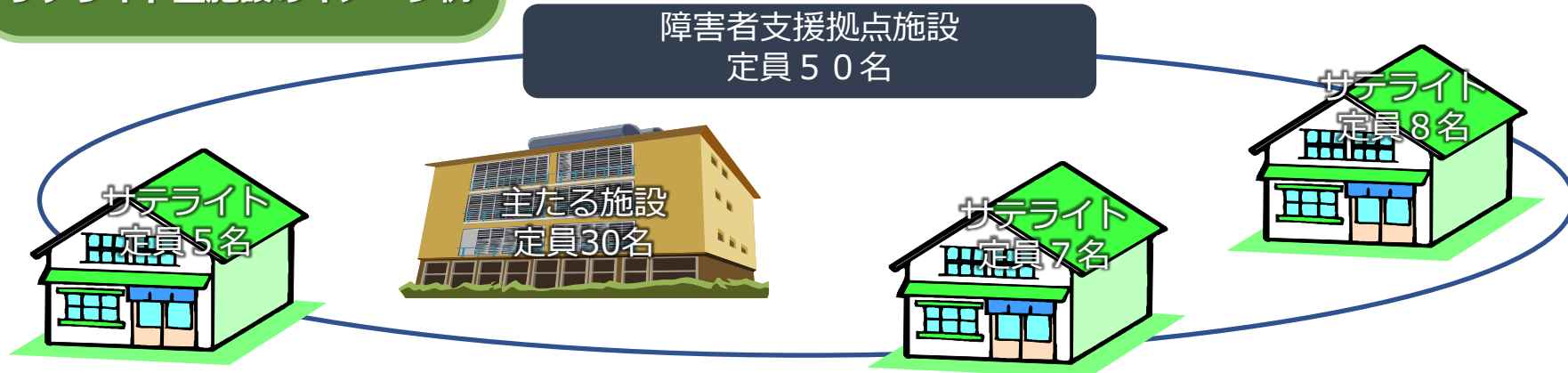
・主たる施設

従来の基準に加え、支援度の高い利用者に支援する環境として、個室を前提とした小規模ユニット施設の類型を創設すべきである。

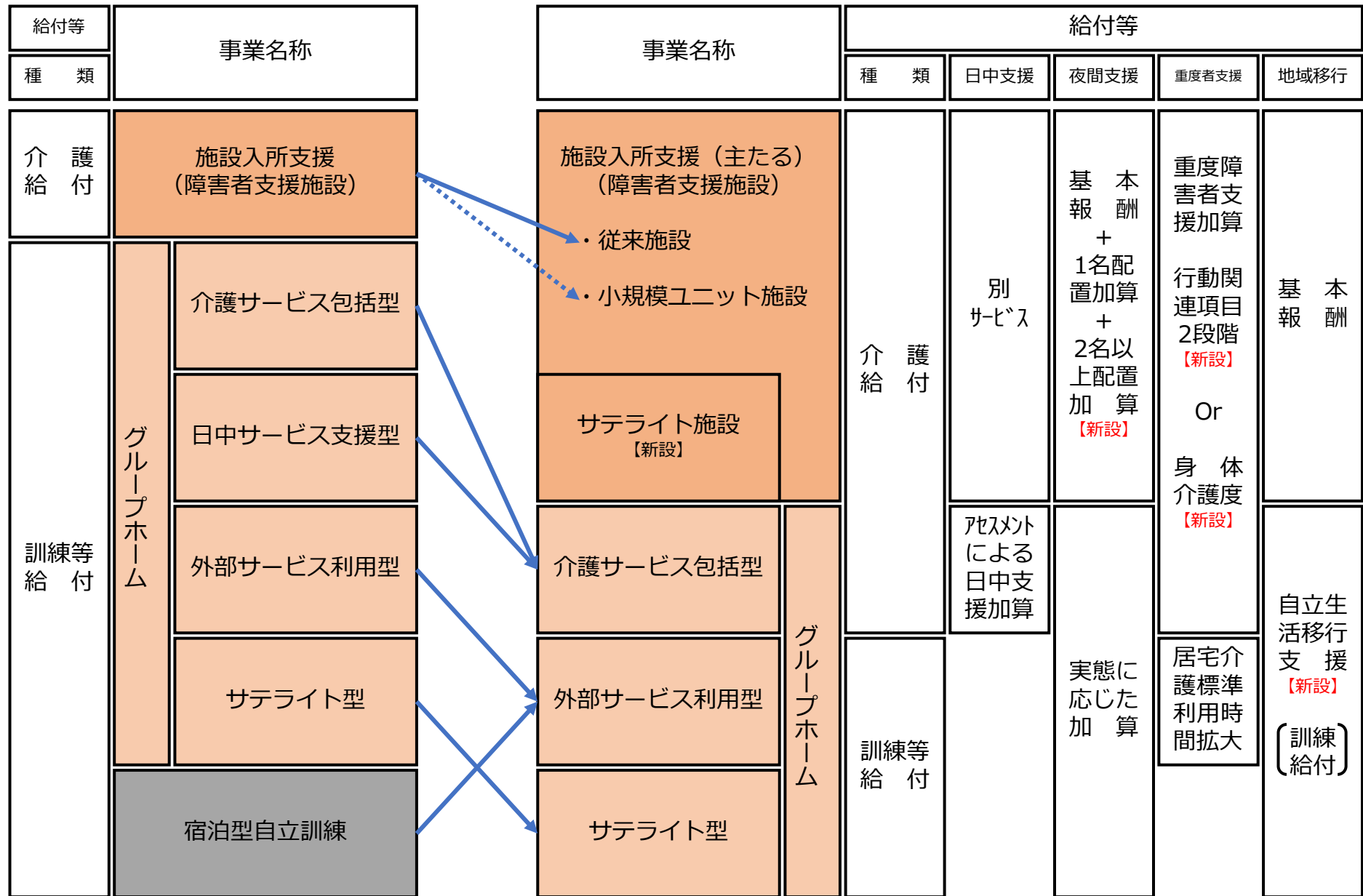
・サテライト施設

小規模での生活や、街中での生活などのニーズに応えながら、継続して第1種社会福祉事業である障害者支援施設の専門性の高いサービスを利用できる仕組みとして、サテライト施設の類型の創設に向けて、役割や機能等について議論すべきである。

サテライト型施設のイメージ例



○居住支援サービスの整理のイメージ



在宅支援の提言

単身や家族、パートナー等と自宅等での暮らしを望む人の支援を充実するためには、日常生活を送る上での安定した支援に加え、緊急時等にサポートを受けられる資源の充実が必要である。

①居宅介護等

相談支援である自立生活援助と、生活支援である居宅介護等を併用することで、居宅でより安心した単身生活等を送るため、量的整備を図ることが望まれる。

今般の報酬改定により、市町村が地域生活支援拠点等に位置づけた居宅介護事業所は、緊急時支援を行った際に評価されることとなったが、さらに発展させ、拠点等に位置付けた事業所については、短期入所と同様に、緊急時以外であっても一定の評価を行うなど、量的整備につながる取り組みが必要である。

②短期入所

地域生活支援拠点等の緊急時受入機能として位置づけられている短期入所事業所について、今般の報酬改定により、緊急受入以外であっても評価されることとなったため、これをさらに発展させてさらに緊急時に対応できる地域資源の増加を図る必要があると考える。

また、日中サービス支援型共同生活援助の設備要件に必須であった短期入所の設置については、地域生活支援拠点等と合わせて整備し、必置とするのではなく、加算によってより強いインセンティブが働くような制度としていく。

加えて、障害者支援施設は短期入所（併設または空床利用）等でこれまでも積極的に緊急時受入を行ってきたが、引き続き第1種社会福祉事業としてセーフティネットの役割を担うことが望まれる。

社会生活支援の提言

安定した暮らしを支援するためには、社会参加支援の基礎となる移動の保障や、日中活動支援や就労支援などの社会生活支援は欠かせないものであるため、その在り方や質の向上に向けた取り組みが必要である。

①移動支援等

現在個別給付となっている行動援護、同行援護に加え、地域生活支援事業である移動支援も個別給付化し、義務的経費とすることで、より一層の社会参加が促進されるものとする。

②日中活動支援・就労支援

暮らしを支援するうえで、日中活動支援や就労支援は、ご本人の生きがいにつながる大変重要な要素であるため、より充実した支援が望まれる。

相談支援の提言

相談支援については、基本相談支援の充実が不可欠であり、相談支援事業者が自立して安定的な事業運営が可能となるような報酬設定が必要である。

またサービス等利用計画と個別支援計画の連動、委託相談や基幹相談支援センター等がしっかりと連携を取り、ミクロ、メゾ、マクロの視点を持ち、個々の実践を一般化して、地域の仕組みに反映するよう、地域全体として安心して暮らし続けることのできる仕組み、環境を整えることが必要である。

①計画相談

サービス等利用計画については、本人の意思を十分に反映した、若しくは本人をよく知る人や複数の関係者、専門家による丁寧且つ十分なアセスメントを行った上で計画を作成するなど、意思決定支援プロセスを踏んだうえで個々のニーズを整理し、そのニーズをもとに各種サービス等のコーディネートを行うことが求められる。

②自立生活援助（自立生活援助・地域定着支援を統合）

単身生活等（一人暮らし、パートナーとの生活等）の継続に向け、主として相談支援や社会インフラなどの周辺環境の調整を行う。直接支援である居宅介護と間接支援である本サービスをセットで支援を提供することが、安心した単身生活等につながるため、本サービスをさらに利用しやすくすることで量的整備を図ることが望まれる。支給期間については、特に知的障害のある人などは社会インフラなどの周辺環境の調整などを非常に苦手としている場合が多く、相談支援専門員が、利用者個々のニーズや状況をアセスメントし、必要に応じて長期的に利用できるよう、柔軟に設定できるようにすることで、単身生活の促進を図ることが可能と考える。

【地域での暮らしを支える地域の取り組みの推進】

(1) 地域生活支援拠点等の取り組みについて

地域生活支援拠点は、国による全国一律の仕組みを基礎としながら、地域の特徴を生かした、地域独自の仕組みを作ることによって、より地域の実情に合わせた支援体制を構築することを可能とするが、一方で各地域での裁量の範囲が大きすぎると地域格差が生じやすい。

また、「市町村が積極的に関与している地域は、比較的スムーズにネットワークの構築ができている様子が伺える一方で、例えば多機能拠点整備として市町村が特定の法人に『丸投げ』している地域は、なかなかネットワークが機能しづらい^(※)」側面もあるため、国または都道府県が市町村に対して、拠点等の実施当事者として仕組みづくりを行えるようサポートする仕組みを整えることにより、さらに地域の独自性を活かした取り組みを充実することにつながると思う。

地域生活支援拠点等は、その整備状況については地域差がある。一般市町村においては障害福祉サービスの事業指定権者は都道府県であるため、市町村の作成する障害福祉計画については利用見込み数だけでなく、施設整備についても市町村の関与が不可欠であることから、市町村に対して、その必要性を伝えると同時に障害福祉計画に明記するよう働きかける必要がある。

※日本知的障害者福祉協会政策委員会地域生活支援拠点WT作成「実践で機能する地域生活支援拠点整備に向けて」より

(2) 地域共生社会の実現に向けての推進

2040年問題でクローズアップされているように、今後、著しい人口の減少が想定されている。

住み慣れた地域で継続して生活を行う上で、多重に課題を抱える人や家族の包括的な支援や、多世代間交流など、地域共生社会の実現は必要不可欠であると考えます。

そのためには地域生活支援拠点等、障害福祉関係のみのネットワークのみならず、保育、介護、医療、生活困窮者等も含めた、横断的なネットワークの構築が求められる。

また、地域共生社会は共助だけでは成り立たず、公助による基盤づくりも重要である。そのためにも以下のような項目について体制整備が必要であると考えます。

- ・ 地域住民同士の顔の見える関係性づくり
- ・ 地域住民ヘルパーの養成等、地域住民同士で支えあう基盤づくり
- ・ 様々な人が緊急時に利用できる資源を増やす取り組みと資源の整理
- ・ これらの取り組みの中心的な役割を担うことが期待される基幹相談支援センターや自立支援協議会、地域包括支援センター、子育て支援センターなどの公的機関の分野を超えた横断的な連携の仕組み
- ・ 共生型サービスの基準や報酬等の見直しなど、公助の仕組みの強化
- ・ 社会福祉連携推進法人の活用など、地域福祉ニーズに対する法人間の連携

(3) 人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上

居住支援を行う上で、支援する人材の確保・定着・育成は大事な視点である。今後とも多様な人材が障害福祉現場で働けるような福祉現場の環境整備や制度対応も必要になると思われる。さらに福祉人材確保が極めて困難な時代となり、制度を持続するためにも、生産性の向上を図る上でICTの普及等も含めて、サービス提供の仕組みとしての質の向上が不可欠である。

そのためには、各事業所での取り組みを基本としながらも、相談支援専門員やサービス管理責任者等、法定研修による支援の中心的役割を担う従事者の質の向上、やりがいをもって働くことのできる環境づくり、安心して働ける所得の保障に向けた報酬単価の設定など、国の責任において実施可能な取り組みがあると思われる。

また以前国で取り組んだサービスの質の評価については、評価方法、担保されるべき最低限度のサービスの質等について可能な限り示すことができるよう、改めて十分な議論が行われることが望まれる。

地域共生社会における人材育成は、地域の社会資源を繋ぐ役割や法人間連携を強化する役割等が求められることから、高度な専門性を有するコーディネート人材を地域で育成する視点が重要になる。障害福祉の現場においては、多くの経験やノウハウを有する人材が数多くいることから地域の中核となって活躍する人材の育成も期待されている。

これからの居住支援及び居住支援に関連する各種支援あり方のイメージ

コンセプト

意思決定支援に基づく
サービス選択

誰もが安心して暮らせる
支援体制

包括的な暮らしの支援体制

シンプルなサービス体系

人材の確保・育成と
サービスの質の評価

本人

意思決定支援

相談支援

計画相談

連携

委託相談

連携

基幹相談支援センター

ニーズ整理

居住支援

在宅支援

社会生活支援

連動

個別支援計画

専門性の高い支援を受けたい

グループホームで暮らしたい

グループホームを利用して、自立に向けたトレーニングをしたい

自宅等で安心して自立した生活を送りたい

サービス等利用計画

施設入所支援

主たる施設

サライト施設

介護サービス包括型

外部サービス利用型

〔自立生活〕
移行支援

サライト型

自宅等

居宅介護等

居宅介護等

緊急時対応
(短期入所等)

移動支援
行動援護
同行援護
等

日中活動支援
就労支援

自立生活援助

連携

障害福祉サービス等

【地域での暮らしを支える地域の取り組みの推進】

・ 地域生活支援拠点

・ 地域共生社会

・ 人材育成

※本スライドに記載するニーズは想定されるニーズの一例であり、多様なニーズを4つに分類することを意味するものではありません。